



2026 年 6 月 30 日

各 位

会 社 名 J. フロント リテイリング株式会社
代 表 者 名 代表執行役社長 小 野 圭 一
(コード 3086 東証プライム市場、名証プレミア市場)
問合せ先責任者 コーポレートコミュニケーション室長
執行役 稲 上 創
(TEL 03 - 6865 - 7621)

当社グループ従業員向け株式交付制度の導入に伴う自己株式処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社グループ従業員向け株式交付制度（以下「本制度」といいます。）の導入に伴う詳細を決定し、自己株式の処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本制度の内容につきましては、2026 年 4 月 14 日付「当社グループ従業員向け株式交付制度の導入に関するお知らせ」をご参照ください。

記

1. 処分の概要

(1) 処分期日	2026 年 7 月 22 日
(2) 処分する株式の種類および数	普通株式 206,400 株
(3) 処分価額	1 株につき 3,477 円
(4) 処分総額	717,652,800 円
(5) 処分予定先	日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (株式付与 ESOP 信託口)
(6) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法による臨時報告書を提出しております。

2. 処分の目的および理由

当社は、2026 年 4 月 14 日公表の「当社グループ従業員向け株式交付制度の導入に関するお知らせ」のとおり当社および当社グループの子会社の幹部従業員（以下「対象従業員」といいます。）を対象とした本制度の導入を決議しております。本自己株式処分は、本制度のために設定する株式付与 ESOP 信託（以下、「本信託」といいます。）に対して行うものです。

本自己株式処分は、当社が三菱UFJ 信託銀行株式会社との間で締結する株式付与 ESOP 信託契約の共同受託者である日本マスタートラスト信託銀行株式会社（株式付与 ESOP 信託口）に対し、自己株式の処分を行うものであります。

処分株式数につきましては、株式交付規則に基づき信託期間中に対象従業員に当社株式の交付および当社株式の換価処分金相当額の金銭の給付（以下、「交付等」といいます。）を行うと見込まれる最大の株式数であり、その希薄化の規模は 2026 年 2 月 28 日現在の発行済株式総数 270,565,764 株に対し 0.08%（小数点第 3 位を四捨五入、2026 年 2 月 28 日現在の総議決権個数 2,497,016 個に対する割合 0.08%）となります。

本自己株式処分により割り当てられた当社株式は、株式交付規則株式交付規則に従い対象従業員に交付等が行われるものであり、本自己株式処分による株式が一時に株式市場に流出することは想定されていないことから、株式市場への影響は軽微であり、処分株式数および希薄化の規模は合理的であると判断しております。

3. 処分価額の算定根拠およびその具体的内容

処分価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、本自己株式処分にかかる取締役会決議日の前営業日（2026年6月29日）の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の普通取引の終値である3,477円としております。当該価額は、取締役会決議直前営業日の市場価格であり、算定根拠として客観性が高く合理的なものであり、かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

4. 企業行動規範上の手続

本自己株式処分による株式の希薄化率は25%未満であり、支配株主の異動もないことから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手および株主の意思確認手続は要しません。

5. 信託契約の内容

①	信託の種類	特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
②	信託の目的	対象従業員に対するインセンティブの付与
③	委託者	当社
④	受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社（予定） （共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社）
⑤	受益者	対象従業員のうち受益者要件を充足する者
⑥	信託管理人	当社と利害関係のない第三者（公認会計士）
⑦	信託契約日	2026年7月16日（予定）
⑧	信託の期間	2026年7月16日～2027年8月31日（予定）
⑨	議決権行使	受益者候補の議決権行使状況を反映した信託管理人の指図に従い、当社株式の議決権を行使
⑩	取得株式の種類	当社普通株式
⑪	信託金の金額	727,652,800円
⑫	株式の取得方法	当社から取得（自己株式処分）
⑬	株式の取得時期	2026年7月22日
⑭	帰属権利者	当社
⑮	残余財産	帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内とする

（注）上記において予定されている時期は、適用法令等に照らして適切な時期に変更されることがあります。

以上